

青森県精神保健福祉士協会 会務細則

本細則は青森県精神保健福祉士協会（以下、本会という。）規約の運営について定め会務の運営に供するためこれを定める。

第1条（事務所）本会の事務所は青森県青森市雲谷山吹 93-1 芙蓉会病院におく。

- 二 理事会の議決があるときは、これを移転させることができる。
- 三 事務所の所在する事業所に対して、総会の議決を経ることにより、事務委託費を支給することができる。

第2条（会費）本会の会費は、次の各号に定めるとおりとする。

1 正会員 5, 000円

2 賛助会員 1, 000円

- 二 会費を3年以上未納している者については、理事会にて過半数の同意を得て、退会させることができる。

第3条（入会申込）本会に入会しようとする者は、別紙様式1により申し込む。

第4条（退会届出）本会を退会しようとする者は、会費等をすべて精算し、別紙様式2により届け出る。

第5条（変更届出）本会に届出ている個人情報を変更しようとする者は、別紙様式3により届け出る。

第6条（改廃）この細則の改廃は、理事会の議決を経て、総会の承認を得なければならぬ。

附則

この細則は平成11年11月20日から施行する。

この細則は一部改正のため平成12年5月27日より変更し施行する。

この細則は一部改正のため平成17年6月4日より変更し施行する。

この細則は一部改正のため平成22年5月29日より変更し施行する。

この細則は一部改正のため平成24年10月21日より変更し施行する。

この細則は一部改正のため平成26年6月29日より変更し施行する。

この最速は一部改正のため令和5年6月17日より変更し施行する。